

## 外国人留学生の全国高校総体参加について

外国人留学生の全国高校総体（以下「インターハイ」という）参加については、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するという事は、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、そのことが全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、インターハイの「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、インターハイへの参加を認めることはできない。

全国高体連では平成6年に「外国人留学生の大会参加について」の規程を定めるとともに、以後必要に応じて一部改正等を行いながら、外国人留学生のインターハイ参加について適正化に努めてきた。

参加にあたっては下記の事項及び補足事項等を遵守すること。

### 記

- 1 参加生徒は、開催基準要項「12」の大会参加資格を有すること。
- 2 参加生徒は、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒であること。
- 3 参加人数枠は、エントリー数の概ね 20%以内を原則とし、専門部ごとに定め理事会で決定する。

### 補 則

- (1) 卒業目的とは、卒業に必要なすべての単位を履修・修得することをいう。
- (2) 参加人数のエントリー数は、団体種目と個人種目に分けて考える。
  - ① 団体種目では、大会要綱に定められたエントリー数（補欠を含む）の概ね 20%以内とする。
  - ② 個人種目では、各学校のエントリー数（種目数ではない）の概ね 20%以内とする。ただし、当該校のエントリー人数が 5 人未満の場合は、1 人以内とする。
- (3) 大会参加資格の確認方法
  - ① 大会主催者は参加資格（生年月日）と修学意志の確認のため出身国ならびに入国管理局の認証する在留資格（いずれもコピー可）の提出を求めることができる。
  - ② 当該都道府県高等学校体育連盟は参加資格の確認のため、毎年、在留資格書ならびに在籍校長の証明する単位履修・修得書の提出を求めることができる。
  - ③ 外国人留学生選手登録および大会参加申請書に添付する書類について
    - (ア) 「4月入学の外国人留学生」の概念等  
4月当初に行われる入学式において、当該校長から入学を許可され、他の日本人高校生とともに、在籍校において卒業を目的として3年間継続して修学する生徒を指して、4月入学の外国人留学生という。
    - (イ) 申請時添付書類
      - ・ 入学許可証 写（登録更新時は、学年修了証または単位修得証明書 写）
      - ・ 在留資格証明書 写
      - ・ パスポート 写
      - ・ 就学ビザ 写
      - ・ 外国人登録証明書（もしくは外国人登録証明書交付予定期間指定書）写  
または在留カード（平成24年7月9日に新しい在留管理制度が導入されたため） 写

(ウ) 夏季・冬季インターハイ出場を目指す外国人留学生の出場申請について

《夏季インターハイ》

基本的には上記4月入学の外国人留学生が対象となる。夏季インターハイ予選（都道府県総体）の出場希望種目申込締切日までに、必要な資料を添えて登録及び出場申請（様式1-①、ただし登録更新者については、様式1-②）を行ったうえで、大会参加申込みを行う。

インターハイ都道府県予選（地区・支部予選を含む）の出場希望種目参加申込締切日までに修学していることは、「外国人登録証明書の登録日」もしくは「在留カードの交付日」により確認する。但し、外国人登録証明書の発行がなされていない場合には、外国人登録証明書交付予定期間指定書により確認する。

《冬季インターハイ》

4月入学の外国人留学生の冬季インターハイへの参加については、基本的には夏季インターハイと同じ流れであるが、登録及び出場申請（様式1-①）については、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（△1）以前に行うことが必要であり、修学の実事が証明できる資料が不可欠である。そのうえで、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、大会参加申込みを行う。よって、夏季インターハイ予選の最終申込締切日以降に修学開始の生徒は、その年度の冬季インターハイへの出場も認められない。

ただし、4月入学・修学の留学生で、入学当初入部せず、年度途中から入部し、大会出場の希望がある場合には、冬季インターハイ予選（都道府県大会）の申込締切日までに、登録及び出場申請（様式1-①）と大会参加申込みを行う。その際、都道府県専門部長は、都道府県高体連事務局に当該都道府県の夏季インターハイの最終申込締切日を確認し、当該留学生がその日までに修学している事実を確認する。

【△1：夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日とは、都道府県によっては、種目によって申込締切日が異なるため、各都道府県の種目の中で申込締切日が最も遅い種目の申込締切日のことである】

なお、制度として後期入学を規定している単位制の高校で、正規の手続きを経て、受入校が入学を許可する場合は、「外国人登録証明書の登録日」もしくは「在留カードの交付日」が予選申込締切日までであれば、冬季インターハイへ参加できることとする。

\* 夏季・冬季インターハイともに、出場資格を有するのは基本的に4月入学の外国人留学生となる。やむを得ない事情で入学許可や修学が遅れることも考えられる。

しかし、このような場合においても、出場及び登録申請の締め切りは、理由の如何にかかわらず、夏季インターハイについては、その出場希望種目の予選（都道府県総体）申込締切日、冬季インターハイについては、夏季インターハイ予選（都道府県総体）の最終申込締切日（上記△1参照）までとする。

また、上記最終申込締切日以降に入学許可された外国人留学生は、夏季・冬季を含め、その年度のインターハイに出場することはできない。

(エ) 都道府県高体連専門部長は、上記(イ)の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

(オ) 大会参加申請（外国人留学生選手登録(または登録更新)申請を含む）には、別紙様式1-①または②（学校⇒専門部）・2（専門部⇒高体連）を使用する。

(4) インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対する取り

扱い

- ① インターハイに出場する外国人留学生の中で、途中帰国する者があった学校に対し、当該都道府県高等学校体育連盟は、当該校に対し理由説明を求めることができる。
- ② 調査の結果、途中帰国する理由が正当と認められない場合には、参加資格違反とみなし「競技者及び指導者規程」により処理する。
- (5) 9月入学の生徒（留学生・帰国生徒を含む）の出場においては開催基準要項の12(6)に準ずる。
- (6) 留学先から帰国した生徒の扱いは開催基準要項の12(6)に準ずる。

《開催基準要項 12 大会参加資格(6)》

転校後6ヶ月未満のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）  
但し、一家転住などやむを得ない場合は、各都道府県高等学校体育連盟会長の認可があればこの限りではない。

附則 この改正は、平成26年4月1日から適用する。

平成6年11月15日	制定	「外国人留学生の大会参加について」
平成7年5月30日	一部改正	「20%枠の適用」
平成14年5月30日	一部改正	「在留資格」
平成15年3月8日	一部改正	「競技者及び指導者規程」の適用
平成17年3月5日	一部改正	「大会参加資格の確認方法」
平成22年12月3日	一部改正	「大会参加資格の確認方法追加」
平成23年5月24日	一部改正	「冬季大会参加資格の期限」
平成24年4月1日	一部改正	「公営財団法人化に伴う文言の整理」
平成25年5月21日	一部改正	「条項・文言の整理及び改正」
平成25年12月6日	一部改正	「文言の一部訂正」